



手続きの流れ

- ① 調整依頼：支援を希望するネットワーク会員企業は、ネットワーク事務局あて、活用調整依頼書を提出します。これは、制度活用に向けた事前調整のための手続き書類であり、申込ではありません。
- ② 調整：ネットワーク事務局は、協力企業等に対し、①を共有し、診断対応について調整します。
- ③ 調整結果：ネットワーク事務局は、②の結果を①のネットワーク会員企業に提示します。
- ④ 意思表示：③の提示を受けたネットワーク会員企業が、提示を受けた協力企業等の診断を希望する場合は、事務局にその旨、連絡します。（複数の協力企業等から対応可能な場合、ネットワーク会員企業が希望する協力企業等を選択し、事務局に伝えます）
- ⑤ 伝達：ネットワーク事務局は、④の意思表示の内容を協力企業等に対し伝達します。
- ⑥ 申込：ネットワーク会員企業は、④で意思表示した協力企業等から送付される申込書類を協力企業等あて提出します。この提出をもって、正式な申込となります。
- ⑦ 結果通知：協力企業等が申込者に結果を通知するとともに、ネットワーク事務局に診断が終了したことを連絡します。

⑧について

- ⑧については、本サポート制度ではありませんが、サポート制度の「結果」を踏まえ、協力企業等から提案する場合があります。（有償あり）
 ⑧の支援の活用にあたっての手続きについては、協力企業等にご確認ください。